

「移動交番車運用要領」の制定について

(昭和47年5月8日)

(栃外第611号栃木県警察本部長通達)

最近における都市周辺部の集団住宅地等の急増に伴い、既存の交番、駐在所を拠点とする警察活動のみでは十分な市民警察活動は果し得ない実情にある。

そのため、本県では昭和44年1月1日から、これら地域に対し、主として警ら用無線自動車による移動交番を開設して相当の成果をおさめてきたところであるが、さらに、これが組織的かつ計画的運用の定着化を図るため、「移動交番車運用要領」を制定し昭和47年6月1日から実施することとしたから、効果的な運用を推進されたい。

なお、昭和44年1月22日付け、栃外発第70号「移動交番実施要領」の制定について(例規通達)は廃止する。

移動交番車運用要領

第1 目的

この要領は、栃木県地域警察運営規程(平成13年栃木県警察本部訓令乙第11号)第64条に定める移動交番車の効果的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 住宅団地等とは、公営、私営の集合住宅団地、宅地分譲地などの集団住宅地をいう。
- 2 移動交番活動とは、移動交番車または警ら用無線自動車により、住宅団地等を計画的に巡回し、一定の場所に駐車して交番、駐在所における業務に準ずる活動を行なうことをいう。

第3 活動

移動交番車は、次の活動を行なうものとする。

- 1 警戒および警ら
- 2 急訴事案の処理
- 3 防犯および事故防止等の指導または連絡
- 4 願届の受理
- 5 地理案内
- 6 警察相談および警察広報

7 地域住民の要望等のは握

8 地域の実情に応じた活動

9 その他署長の特命事項

第4 運用区域等の指定

1 署長は、おおむね100世帯以上の住宅団地等のうち、その規模および事件事故の発生状況ならびに交番等からの距離等を考慮して、あらかじめ担当する区域(以下「運用区域」という。)を指定して運用するものとする。

2 署長は、運用区域内住民の利便を考慮して、移動交番開設場所または連絡所を設定するものとする。

第5 運用計画

1 移動交番は、毎月次の事項を内容とした移動交番車運用計画(別記様式1号)を定め、計画的に運用するものとする。

(1) 運用区域ごとの運用の重点、活動の方法および勤務員

(2) 運用区域ごとの移動交番開設場所、開設時刻および回数

2 移動交番車運用計画は、毎月末までに翌月分を策定し、勤務計画とともに警察本部長に報告しなければならない。

第6 開設場所の表示および開設の基準

1 移動交番の開設場所には、別に指示する看板(移動交番開設中)を掲出して表示するものとする。

2 移動交番の開設は、原則として1運用区域につき週2回以上行なうものとする。ただし、1回の開設時間はおおむね30分ないし60分程度とし、その時間帯は午前10時から午後5時までの間とする。

第7 運用の特例

署長は、緊急配備、緊急突発事案、雑踏警備、犯罪の予防または交通指導、取締り等の活動のため必要があると認めたときは、運用区域外において移動交番車を活動させることができる。

第8 運用上の配意事項

移動交番車の運用にあたっては、次の事項に配意し、効果的に行なわなければならない。

1 運用区域ごとに住民の要望および利便等を考慮すること。

2 開設日時等は、あらかじめ住民側に十分周知させておくこと。

3 取扱い事案の多寡等により、安易にその運用を省略させないこと。

- 4 移動交番車には、つとめて地域警察幹部、当該所管区員または他課（係）員、必要に応じて女子職員の同乗等を行なわせること。

第9 活動上の留意事項

移動交番活動に従事する警察官および職員は、次の事項に留意しなければならない。

- 1 住民との融和を図り、その信頼確保に努めること。
- 2 当該所管区員または他課（係）員との緊密な連携を保持すること。
- 3 開設時の広報を積極的に行なうこと。
- 4 要望、願届、相談等には快く応接し、誠実に処理すること。ただし、その場で処理できない事項は、主管課（係）または所管区員にすみやかに引き継ぐこと。
- 5 無線機は、常時開局し、呼び出しに対する応答または傍受ができる体制を保持すること。

第10 活動結果の記録

移動交番活動に従事した警察官は、そのつど、移動交番勤務日誌（別記様式2号）にその結果を記録しておくものとする。

第11 報告

署長は、月間ごとに移動交番車の活動状況を取りまとめ、移動交番活動状況報告書（別記様式3号）により、四半期ごとに翌月（1. 4. 7. 10月）10日までに警察本部長に報告しなければならない。

第12 この要領は、昭和47年6月1日から実施する。